

電波監理審議会（第924回）議事要旨

1 日 時

平成19年11月14日（水） 15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子、濱田 純一

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

増田総務大臣、佐藤総務副大臣、鈴木総務審議官、寺崎総合通信基盤局長、小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 周波数割当計画の一部変更案について

（19.9.12諮問第31号）

地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴う周波数割当計画の一部変更について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第433回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) World Independent Networks Japan 株式会社の委託放送業務の認定の取消しについて

（19.9.12諮問第35号）

World Independent Networks Japan株式会社の委託放送業務の認定の取消しについて、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第434回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(3) 大分ケーブルテレコム株式会社及びアール・ケー・ビー毎日放送株式会社を当事者とした再送

信同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議等について

(付議第6号～第21号)

大分県の有線テレビジョン放送事業者4社からの裁定申請に対して、福岡県の放送事業者4社をその申請に係る放送事業者として行われた有線テレビジョン放送法の規定に基づく再送信同意に関する裁定処分に対して、福岡県の放送事業者4社からそれぞれ提起された異議申立てについて、次のとおり総務省からの説明及び質疑応答があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

ア 総務省の説明

有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の放送を再送信する場合には、放送事業者の同意を得なければならないとされているが、当該同意について協議を求めたが、協議が調わなかった場合等は、有線テレビジョン放送事業者は総務大臣に対し、裁定を申請することができることとされている。総務大臣は、放送事業者に対し意見書を提出する機会を与えた後、放送事業者がその再送信に同意しないとき、正当な理由がある場合を除き、再送信の同意をすべき旨の裁定を情報通信審議会に諮った上で行い、当該裁定が当事者に通知されると、当該裁定の定めるところにより、協議が調ったものとみなされることとなる。

本件異議申立てに係る裁定は、平成19年3月23日に大分県の有線テレビジョン放送事業者である大分ケーブルテレコム株式会社、シーティービーメディア株式会社、株式会社ケーブルテレビ佐伯及び大分ケーブルネットワーク株式会社の4社が、福岡県の放送事業者であるアール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本及び株式会社福岡放送それぞれに対し、地上デジタル放送の再送信同意を求め、総務大臣に裁定を申請したものである。

当該裁定を行うにあたっては、情報通信審議会への諮問及び放送事業者からの意見書の提出といった有線テレビジョン放送法において定められている手続きに加え、大分県への意見照会の他、大分県の放送事業者についても情報通信審議会においてヒアリングを行った。

本件は、当該裁定の当事者である福岡県の放送事業者4社が、自らを当事者とする裁定に関し、その取消しを求め、平成19年10月12日に各社より4件ずつ合計16件の異議を申し立てたものである。

各異議申立人が主張する異議申立ての理由はほぼ共通しており、再送信同意に係る大臣裁定制度の制定時の国会答弁において示された裁定に係る基準は、再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる必要最低限の要件に過ぎず、同意するか否かの判断は様々な要因を総合的に判断する必要がある等としている。

これに基づき、総務省において形式審査した結果は全て「適」であるため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 再送信同意に係る裁定は過去にどれくらいあるのか、との質問に対し、昭和62年及び平成5年に1件ずつ計2件あるのみであるが、現在、中国地方において17件、関東甲信越地方において10件が申請されているところである、との回答があった。
- ・ 再送信に同意すべき裁定が行われた際の放送事業者の主張に「放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず」とあるが、この基準はどこかで示されているものなのか、との質問に対し、大臣裁定制度が導入された昭和61年の有線テレビジョン放送法改正以降、これまで過去2件の裁定でも使用されたものである、との回答があった。
- ・ 現在、情報通信政策局長主催で開催している「有線放送による放送の再送信に関する研究会」での検討状況やIPテレビにおいても放送の同時再送信を行うといった動きがあると聞いているため、本件付議に関連することであり、報告をお願いしたいとの要望に対し、別途審議会事務局と相談の上、報告を行う旨の回答があった。

(4) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第37号)

放送事業用システムの技術基準等に関する省令案について、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、まず、放送事業者が放送用に使用している無線局については、放送局以外のスタジオから送信所に番組を中継するSTL (Studio to Transmitter Link)、親局から中継局さらにその下位の中継局に番組を中継するTTL (Transmitter to Transmitter Link)、取材現場等から最寄りの基地局に対して番組を伝送するFPU (Field Pick-up Unit) 及びその基地局からスタジオに対してアップリンクを行うTSL (Transmitter to Studio Link) については、現在3.5GHz帯の周波数を使用していたが、今後、本周波数帯は、第4世代移動通信システムでの使用することとなっており、6.5GHz帯及び7.5GHz帯への移行を予定しているため、当該周波数帯におけるSTL、TTL、FPU及びTSLの技術基準を定めるため関係省令の改正を行うものである。

2点目は、離島への番組中継を行う場合には長距離を無中継で伝送しなければならないが、この場合マイクロ波で伝送することは困難であるため、UHF帯の周波数をTTLに使用するというシステムを導入することに伴い、新たにTTLの技術基準を定めるためのものである。

次に3点目は、HDTVの普及・拡大に伴い、なるべく遅延の少ない状況でHDTVの素材を中継するため、広帯域での高速伝送が可能なミリ波帯、42GHz帯及び55GHz帯の周波数を利用したFPUを使用するシステムを導入することに伴い、新たにFPUの技術基準を定めるため無線設備規則の改正を行うものである。

更に4点目は、放送事業者が連絡業務用に使用している移動無線システムの空中線電力については、現在尖頭電力で規定しているが、今後、実質零点単側波帯変調方式(RZ-SSB)が本格的に普及していくことを踏まえ、平均電力で規定することに変更するため、関係省令の改正を行うものである。

最後に5点目は、衛星放送における電波の偏波の規定について狭帯域放送衛星局と広帯域放送衛星局について偏波の区分を明確化するため、無線設備規則の改正を行うものである。

(5) 株式会社放送衛星システム所属放送衛星局の予備免許について

(諮問第38号)

株式会社放送衛星システムより申請があった、放送衛星局の予備免許について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、現在BSデジタル放送用に使用しているBSAT-2系の放送衛星については、平成23年に設計寿命を終えるため、平成19年8月から9月14日まで間に、新たに運用開始する放送衛星の免許申請の受け付けた結果、株式会社放送衛星システム1社から免許申請があったものである。

BS放送に係る放送衛星は、現在は1、3、13、15チャンネルの現用衛星であるBSAT-2c、5、7、9、11チャンネルの予備衛星であるBSAT-2a及び平成19年11月から運用を開始されたばかりの5、7、9、11チャンネルの現用衛星及び1、3、13、15チャンネルの予備衛星であるBSAT-3aの3機がある。これが平成23年以降は、今回予備免許を与えるBSAT-3bについては、BSAT-2cの後継機として1、3、13、15チャンネルの現用衛星として運用される他、平成23年以降新たに使用可能となる17、19、21、23チャンネルの予備衛星として運用されることとなる。また同じく今回申請のあったBSAT-3cについては5、7、9、11チャンネルの現用衛星及び17、19、21、23チャンネルの現用衛星として運用開始される予定であり、現在5、7、9、11チャンネルの現用衛星であるBSAT-3aについては、5、7、9、11チャンネルの予備衛

星及び1、3、13、15チャンネルの予備衛星として運用されることになる。

本件に係る免許申請について、電波法令に照らして審査した結果、適合していると認められるため、免許を与えることについて諮問を行うものである。

(6) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

(19.9.12諮問第29号)

携帯電話用及びPHS用小電力レピータの導入に係る標記省令案について、一部を修正した上で、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第431回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(7) 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案について

(19.9.12諮問第30号)

特定基地局の開設計画の認定を受けて特定基地局を開設するときは、その局に係る特定基地局の開設に関する指針の規定に基づいて特定基地局を開設しなければならない規定を設けるための標記省令案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第432回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(8) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

(付議第22号)

総務大臣が行った平成19年総務省告示第524号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成19年3月23日付け、平成19年5月16日付け、平成19年7月11日付け及び平成19年9月12日付けで電波監理審議会に付議した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てと類似の案件である。今般、新たに平成19年9月18日付けで官報告示された広帯域電力線通信設備の型式指定について、その取消しを求める異議が申し立てられたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成19年9月27日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は付議第1号から付議第4号までと同様に115名である。

異議申立てに係る処分については、平成19年9月18日付けで官報で告示された型式指定処分11件である。

これに基づき、総務省で審査した結果、異議申立人の申立資格及び代表者等の資格の証明を除いて「適」としている。異議申立人の申立資格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保としている。また、異議申立書に添付の委任状について、委任状の提出年月日が平成19年4月29日から同年5月18日までの間となっており、本件異議申立てについて委任するには早すぎると判断し、併せて補正を求めているが、補正後の文書がまだ提出されていないため審査留保としている。しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

(9) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第39号)

先に説明のあった諮問第37号における関係省令の改正と併せて行う放送番組中継を行うUHF帯固定無線及び番組素材伝送を行う4.2GHz帯移動無線の導入に係る周波数割当計画の一部変更案について、総務省から以下のとおり説明があった。

なお、本件については、諮問第37号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、電波法第99条の12第2項により、諮問第37号と一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、まず、放送番組中継を行うUHF帯固定無線に係る変更である。現在、各家庭に送信している放送用のUHF帯の電波について、放送番組中継を行う放送事業のための固定無線においても使用できるように周波数割当計画の一部を変更するものである。またこれに併せて、585MHzから710MHzまでの周波数部分に係る脚注において、固定業務の継続使用を認めているが、現在当該脚注により開設されている固定局は存在しないため削除することとする。

次に、番組素材伝送を行う4.2GHz帯移動無線についてである。現在4.15GHzから4.2GHz帯の周波数についてはITUの無線通信規則上、一次業務として移動業務が認められており、今回導入する番組素材伝送を行う移動無線に係る4.1GHzから4.2GHz帯までについては、放送事業用として二次分配から一次分配に変更し、専用に帯域を確保するため周波数割当計画の一部を変更するものである。

(10) 2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る認定の取消しについて

(諮問第40号)

アイピーモバイル株式会社に対して行った2GHz帯に周波数を使用する特定基地局の

開設計画の認定を取消しについて、次のとおり総務省からの説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

ア 総務省の説明

アイピーモバイル株式会社は、平成17年11月10日にデータ伝送サービスを行うため、2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けた。認定を与えるに当たっては、開設指針に沿って審査を行った上で、認定を与えたものである。

しかしながら、アイピーモバイル株式会社より平成19年10月30日に現在までに事業に必要な資金を計画的に調達できないことを理由に、開設計画の認定を返上したい旨の申出があり、また、同社は、現在までに特定基地局の開設を行っておらず、今後も開設する見込みがないと認められることから、電波法第27条の15第1項第1号の「正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従って開設していない」と認められるため、開設計画の認定を取消しについて、諮問を行うものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 認定を行う際には慎重な審査が行われたと思われるが、資金調達について大きな事情変更が生じたということか、との質問に対し、総務省において慎重に審査を行った上で、電波監理審議会に諮問し、適当との答申をいただき、認定を行ったものであるが、アイピーモバイル株式会社が、当初の予定していた出資を予定とおりに受けることが出来なかったことが原因であると考えられるとの回答があった。

(11) その他

周波数再編アクションプランの見直し及び2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画認定に係る電波監理審議会委員によるヒアリングについて、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)